

# 認証の詳細

## <ポータブルトイレ>

### － 目 次 －

#### 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

#### 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

製造設備	技術上の基準
<p>1. 合成樹脂成形加工設備 （当該製造工程を要する場合に限る）</p> <p>2. 切断加工設備 （当該製造工程を有する場合に限る）</p> <p>3. 穴あけ加工設備 （当該製造工程を有する場合に限る）</p> <p>4. プレス加工設備 （当該製造工程を有する場合に限る）</p> <p>5. 組立設備</p> <p>ただし、合成樹脂成形加工、切断加工、穴あけ加工及びプレス加工で製造される部品の製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって、製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。</p>	<p>1. 適切に成形加工ができること。</p> <p>2. 適切に切断加工ができること。</p> <p>3. 適切に穴あけ加工ができること。</p> <p>4. 適切にプレス加工ができること。</p> <p>5. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。</p>

表 2 : 検査設備基準

検査設備	技術上の基準
1. 外観及び構造確認設備	1. ポータブルトイレのSG基準1.(1)～(4)に規定する項目を適切に確認できる試験設備を備えていること。
2. 安定性試験設備	2. ポータブルトイレのSG基準2.(1)～(5)に規定する項目を適切に確認できる試験設備を備えていること。
3. 強度試験設備	3. ポータブルトイレのSG基準3.(1)～(5)に規定する項目を適切に確認できる試験設備を備えていること。
4. 耐久性試験設備	4. ポータブルトイレのSG基準4.(1)～(2)に規定する項目を適切に確認できる試験設備を備えていること。
5. 耐落下衝撃試験設備	5. ポータブルトイレのSG基準5.に規定する項目を適切に確認できる試験設備を備えていること。
6. 滑り抵抗試験設備	6. ポータブルトイレのSG基準6.に規定する項目を適切に確認できる試験設備を備えていること。
<p>ただし、強度試験設備及び耐久性試験設備の試験技術の状況により試験することが適切であると製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者であって、製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	

表3：型式区分（ロット認証と共通）

形式	(1) ひじ掛け付きのもの (2) ひじ掛け無しのもの
用途	(1) 合成樹脂製のもの (2) その他

表4：型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	申請手数料 5,500 円/型式（税抜 5,000 円/型式） ※外国からの送金時は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
検査機関 ※希望により 検査機関を選 択できます。	一般財団法人日本文化用品安全試験所 (肘掛け付き) 58,300 円/型式（税抜 53,000 円/型式） (肘掛けなし) 41,800 円/型式（税抜 38,000 円/型式）  ・一般財団法人ポーケン品質評価機構 (肘掛け付き) 43,780 円/型式（税抜 39,780 円/型式） (肘掛けなし) 68,090 円/型式（税抜 61,900 円/型式） ただし背もたれなしの場合には、	委託検査機関が案内す る方法によりお支払い 願います。 なお、委託検査機関に 検査試料を送付する際 は、型式確認申請の表 紙のコピーを同封して 下さい。

	59,840 円/型式 (税抜 54,400 円/型式)	
--	------------------------------	--

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	型式試料の数
一般財団法人 日本文化用品安全試験所	大阪事業所 生活用品部 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072 (968) 2228 FAX. 072 (968) 2221	1 台
一般財団法人 ボーケン品質評価機構	生活用品試験センター 〒552-0021 大阪府 大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124 FAX. 06-6577-0126	

表 6 : 型式確認試験の有効期限

適合日より 4 年間
------------

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付する方式です。台紙の寸法は 22mm×22mm です。 ラベルは、シートタイプ、最小交付単位は 50 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図 1 協会支給ラベルの場合</p> <p>「協会支給ラベル方式」の場合は、「表示交付申請書」に必要事項を記入の上、FAX 等により当協会に送付してください。このとき同時に表 9 に示す手数料額をお振り込みください。 表示交付申請書の記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。&lt;表</p>

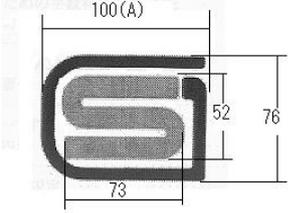
	示交付申請書の様式参照＞
自社表示方式	<p>図2に示すSGマークを自ら製品本体に刻印、浮きだし、貼付して表示する方式です。</p>  <p>図2 自社表示の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法：Aを100としたときの比率で表しており、Aは5.0mm以上です。</li> <li>・ 色彩：表示要領（製品安全協会規程第14号）に定める色彩又は単色です。</li> </ul> <p>※ 図2に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>「自社表示方式」の場合では、まず表8に示す指定の方法により製品にSGマークを表示し。その後、原則1ヶ月毎（最大3ヶ月毎）に「表示交付申請書」に必要事項を記入の上、FAX等により当協会に送付してください。このとき同時に表9に示す手数料額をお振り込みください。＜表示交付申請書の様式参照＞</p>

表8：工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
当協会	<p>25.3 円/台（税抜 23 円/台）</p> <p>※ SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。</p> <p>※ 外国からの入金に際しては、消費税は不要です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 3 0 0 4 4 7 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch OrdinaryAccount300447 ConsumerProductSafety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>

表9：SGマーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

購入日より5年間
----------

2. ロット認証によるSGマーク表示の場合

表10：ロット認証の委託検査機関

申請窓口	一般財団法人 日本文化用品安全試験所	
	東京事業所	〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL. 03(3829)2515 FAX. 03(3829)2549
	大阪事業所	〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072(968)2228 FAX. 072(968)2221
	一般財団法人 ボーケン品質評価機構	
	生活用品試験センター	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124 FAX. 06-6577-0126  毎回検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。 上海愛麗服装檢驗修理有限公司（中国）、常州市波肯紡織檢驗有限公司（中国）、青島紡檢驗有限公司（中国）、SGS 香港株式会社（中国）、SGS Taiwan Limited（台湾）、SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd、Guangzhou Branch（中国）、SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd、Hangzhou Branch（中国）、財団法人 F I T I 試験研究院（韓国）、PT. SGS INDONESIA（インドネシア）、SGS Vietnam Ltd.（ベトナム）、SGS（Thailand） Limited（タイ）
	東京事業所	〒135-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町江東区毛利 1-12-1 電話 03-5669-1382





	<p>「協会支給ラベル方式」は、ロット検査合格時に委託検査機関から交付致します。申請者は、SG ラベルをロット認証申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p>	<p>図2に示すSGマークを自ら製品本体に刻印、浮きだし、貼付して表示する方式です。</p> <div data-bbox="837 517 1098 703" data-label="Image"> </div> <p>図2 自社表示の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法: Aを100としたときの比率で表しており、Aは5.0mm以上です。</li> <li>・ 色彩: 表示要領（製品安全協会規程第14号）に定める色彩又は単色です。</li> </ul> <p>※図2に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>自社表示する場合、SG マーク使用規程（ロット認証自社印刷事業者用）第4条に記載の情報が必要となりますので、電子ファイルでご準備をお願いします。</p> <p><a href="https://www.sharepoint.com">WEB - OneDrive (sharepoint.com)</a></p>

【作成・改正履歴】

2021/6/1：新規作成